

各関係機関の長 様
病虫害防除推進員 様

滋 賀 県 病 害 虫 防 除 所 長

病虫害発生予報第 4 号について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和 7 年病虫害発生予報第 4 号

令和 7 年(2025年) 6 月 4 日
滋 賀 県

【予報概要】

大阪管区気象台の発表では、向こう 1 か月の気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多く、日照時間は平年並の見込み。

作物名	病虫害名	時期	発生量	作物名	病虫害名	時期	発生量
イネ	葉いもち	やや早	平年並	チャ	炭疽病	—	平年並
	ニカメイガ(Ⅰ)	平年並	平年並		もち病	—	平年並
	イネドロオイムシ	平年並	平年並		チャノホソガ(Ⅱ)	やや遅	やや少
	コバネイナゴ	平年並	平年並		カンザワハダニ	—	やや少
野菜全般	灰色かび病	平年並	平年並		チャノミドリヒメヨコバイ	—	やや多
	うどんこ病	平年並	やや少		チャノキイロアザミウマ	—	平年並
キュウリ	べと病	平年並	平年並		クワシロカイガラムシ(Ⅰ)	平年並	平年並
ナス科野菜	疫病	平年並	平年並		チャトゲコナジラミ(Ⅰ)	平年並	やや少
	ニジュウヤホシテントウ類	平年並	平年並				

A. イネの病虫害

1. 葉いもち

予報内容 発生時期：やや早

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 余剰苗での発生時期はやや早い。
- (2) 本田での発生を認めていない。
- (3) 育苗箱施薬による防除が普及している。
- (4) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 不必要な余剰苗は直ちに除去する。
- (2) 移植栽培では、いもち病に有効な長期持続型の薬剤を育苗箱に施用、または移植時に側条施用したほ場では、葉いもち防除の必要性は低い。
- (3) 直は栽培では、いもち病に有効な長期持続型の薬剤を、は種同時施薬機を用いて土中施用

したほ場では、葉いもち防除の必要性は低い。

- (4) 多肥田や晩植田、「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」、「秋の詩」、「滋賀羽二重糯」では特に注意する。
- (5) ほ場をよく見回り、発生を認めたら薬剤を散布する。
- (6) 耐性菌を生じやすいので、穂いもちの防除も考慮して同一グループ薬剤の連用を避ける。

2. ニカメイガ第1世代

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 予察灯での誘殺時期は平年並
- (2) 予察灯での誘殺数は平年並。
- (3) フェロモントラップでの誘殺数はやや少ない。
- (4) 育苗箱施薬による防除が普及している。
- (5) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 移植栽培では、ニカメイガに有効な薬剤を、育苗箱施用した場合や、移植時に側条施用した場合は、防除の必要性は低い。
- (2) 直は栽培では、ニカメイガに有効な薬剤を、は種同時施薬機を用いて土中施用した場合は、防除の必要性は低い。
- (3) 第2世代幼虫の防除の目安は、6月中旬の第1世代幼虫の被害株率が10%以上のほ場で、防除は第1世代成虫の発ガ最盛期から7日後（平年7月第6半旬頃）までに実施する。

3. イネドロオイムシ（イネクビホソハムシ）

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場で成虫の発生を認めた。
- (2) 前年の発生量は平年並。
- (3) 育苗箱施薬による防除が普及している。
- (4) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多く、日照時間は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 移植栽培では、イネドロオイムシに有効な薬剤を、育苗箱施用した場合や、移植時に側条施用した場合は、防除の必要性は低い。
- (2) 直は栽培では、イネドロオイムシに有効な薬剤を、は種同時施薬機を用いて土中施用したほ場では、防除の必要性は低い。
- (3) 薬剤による防除の目安は、幼虫加害初期（6月中旬～下旬）に被害葉率20%以上、または被害株率50%以上とし、防除は幼虫加害初期に実施する。

4. コバネイナゴ

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 幼虫の発生時期は平年並。
- (2) 前年の発生量はやや少なかった。

防除上注意すべき事項

- (1) 薬剤による防除を実施する場合は、若齢期（6月中旬）に畦畔から額縁状に薬剤を散布する。

B. 野菜（露地）の病害虫

1. 野菜全般：灰色かび病

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない。
- (2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 耐性菌を生じやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

2. 野菜全般：うどんこ病

予報内容 発生時期：平年並

発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない。
- (2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 耐性菌を生じやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

3. キュウリ：べと病

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない。
- (2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 排水をよくし、多湿を避ける。
- (2) 発病を認めたら早めに薬剤を散布する。

4. ナス科野菜：疫病

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない。
- (2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発病茎葉および果実は早期に除去する。
- (2) 排水をよくし、多湿を避ける。
- (3) 発病前から薬剤を散布する。特に降雨前後の散布に重点をおく。

5. ナス科野菜：ニジュウヤホシテントウ類

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生時期は平年並。
- (2) ほ場での発生量はやや少ない。
- (3) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期に薬剤を散布する。

C. チャの病害虫

1. 炭疽病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 前年の発生量はやや少なかった。
- (3) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 二番茶の開葉期に薬剤を散布する。二番茶の摘採前のため、使用時期（収穫前日数）に注意する。

2. もち病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 前年の発生量はやや少なかった。
- (3) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 二番茶の開葉期に薬剤を散布する。二番茶の摘採前のため、使用時期（収穫前日数）に注意する。

3. チャノホソガ（第2世代幼虫）

予報内容 発生時期：やや遅

発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 第1世代成虫の予察灯での誘殺時期はやや遅い。
- (2) 第1世代成虫のフェロモントラップでの誘殺数はやや少ない。
- (3) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 産卵を確認後、薬剤を散布する。二番茶の摘採前のため、使用時期（収穫前日数）に注意する。

4. カンザワハダニ

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや少ない。
- (2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生量が多い茶園は、薬剤を散布する。二番茶の摘採前のため、使用時期（収穫前日数）に注意する。

5. チャノミドリヒメヨコバイ

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は多い。
- (2) 黄色粘着板による発生量は平年並。
- (3) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 二番茶の萌芽期～開葉初期に薬剤を散布する。二番茶の摘採前のため、使用時期（収穫前日数）に注意する。

6. チャノキイロアザミウマ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 二番茶の萌芽期～開葉初期に薬剤を散布する。二番茶の摘採前のため、使用時期（収穫前日数）に注意する。

7. クワシロカイガラムシ（年2回発生地域・第1世代幼虫）

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 甲賀市水口町水口（茶業指導所）におけるふ化最盛期（50%ふ化卵塊が過半数に達した時期）は平年並。
- (2) 調査茶園における寄生株率は平年並。
- (3) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 防除は、ふ化～定着直後の幼虫を対象とし、ふ化最盛期の2～3日後が防除適期となる。
- (2) 多発により樹勢が衰弱した茶園では、中切り・深刈りなどの更新を行った後に防除を行うと効果的である。
- (3) 二番茶の摘採前のため、使用時期（収穫前日数）に十分注意する。

8. チャトゲコナジラミ（第1世代幼虫）

予報内容 発生時期：平年並

発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 越冬世代成虫の発生時期は平年並。
- (2) 越冬世代成虫の黄色粘着板での誘殺数はやや少ない。
- (3) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 次世代の若齢幼虫期に防除を行う。薬剤による防除適期としては、成虫がほとんど見られなくなった時期である。ただし、茶園により発生時期に差があるので、若齢幼虫の寄生状況を事前に確認する。
- (2) 多発園では、中切りや深刈り更新と併用して防除を行うと効果的である。
- (3) 二番茶の摘採前のため、使用時期（収穫前日数）に注意し、すそ部や葉層内の葉裏に薬剤がよくかかるように防除する。

防除対策(耕種的防除や薬剤防除など)については、滋賀県農作物病虫害雑草防除基準を参照してください。

病虫害防除に関する情報

滋賀県病虫害防除所 病虫害の発生予察などの関連情報

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

滋賀県農作物病虫害雑草防除基準

滋賀県における病虫害や雑草の適切かつ安全な防除および危被害防止についての基準

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/303181.html>

滋賀県病虫害防除所

〒521-1301 滋賀県近江八幡市安土町大中5 1 6

T E L 0 7 4 8 - 4 6 - 6 1 6 0 ・ 4 9 2 6

F A X 0 7 4 8 - 4 6 - 5 5 5 9

Email GC70@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。